

## 議案第2号

芽室町都市計画税条例中一部改正の件

芽室町都市計画税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年5月8日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例

芽室町都市計画税条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第4項の前の見出し及び同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第3項とする。

附則第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第3項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項の見出し及び同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第9項とし、附則第11項を附則第10項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第4項及び第6項」を「附則第3項及び第5項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第4項、第6項及び第7項」に、「附則第7項、第8項及び第10項」を「附則第6項、第7項及び第9項」に、「附則第10項」を「附則第9項」に、「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「第31項から第33項まで、第46項」を「第31項及び第32項、第45項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第15項を附則第14項とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の芽室町都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

#### 説 明

地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものです。

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 一略一</p> <p>(<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合)</p> <p><u>2 法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>3 宅地等に係る令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を</p>	<p>附 則</p> <p>1 一略一</p> <p>(<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合)</p> <p><u>2 法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p><u>3 法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>4 宅地等に係る令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5 (<u>商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5</u>) を乗じて得た額を加算した額 (<u>令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>)（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3</p>

改正案	現 行
<p>当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p><b>4</b> 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><b>5</b> <u>附則第3項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を</p>	<p>（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p><b>5</b> 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><b>6</b> <u>附則第4項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける</p>

改正案	現 行
<p>受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<b>附則第3項</b>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><b>6</b> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<b>令和6年度から令和8年度までの</b>各年度分の都市計画税の額は、<b>附則第3項</b>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><b>7</b> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<b>令和6年度から令和8年度までの</b>各年度分の都市計画税の額は、<b>附則第3項</b>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係</p>	<p>宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<b>附則第4項</b>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><b>7</b> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<b>令和3年度から令和5年度までの</b>各年度分の都市計画税の額は、<b>附則第4項</b>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><b>8</b> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<b>令和3年度から令和5年度までの</b>各年度分の都市計画税の額は、<b>附則第4項</b>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係</p>

改正案	現 行
<p>る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p> <p><b>8 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条</b>の規定により、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税</u>については、法附則第25条の3の規定を適用しない。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p> <p><b>9 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</b></p>	<p>る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)</p> <p><b>9 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条</b>の規定により、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税</u>については、法附則第25条の3の規定を適用しない。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p> <p><b>10 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)</b>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(<u>令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整</p>

改正案	現 行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>—略—</p> </div> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p><b>10</b> —略—</p> <p><b>11</b> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<b>附則第9項</b>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><b>12</b> <b>附則第3項及び第5項</b>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<b>附則第3項及び第6項</b>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<b>附則第4項、第6項及び第7項</b>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<b>附則第6項、第7項及び第9項</b>の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<b>附則第9項</b>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<b>附則第9項</b>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<b>附則第10項</b>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p><b>13</b> 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、<b>第31項及び第32項、第45項</b>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に</p>	<p>都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>—略—</p> </div> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p><b>11</b> —略—</p> <p><b>12</b> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<b>附則第10項</b>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><b>13</b> <b>附則第4項及び第6項</b>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<b>附則第4項及び第7項</b>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<b>附則第5項、第7項及び第8項</b>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<b>附則第7項、第8項及び第10項</b>の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<b>附則第10項</b>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<b>附則第10項</b>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<b>附則第11項</b>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p><b>14</b> 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、<b>第31項から第33項まで、第46項</b>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計</p>

改正案	現 行
<p>限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>14 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の芽室町都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。</p>	<p>画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>15 一略一</p>